

サービス管理責任者・ 児童発達支援管理責任者研修 制度の概要について

令和8年6月8日

群馬県健康福祉部福祉局障害政策課

サービス管理責任者等の資格要件に関するフロー図

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を便宜上「サービス管理責任者等」と記載
※厚生労働省告示第109号(平成31年3月29日)に基づき作成

サービス管理責任者等としての実務要件を満たしている

サービス管理責任者等としての実務要件から2年引いた年数を満たす実務経験有り

＜実務経験＞
相談支援5年以上
直接支援(有資格)5年以上
直接支援(無資格)8年以上
国家資格者による業務3年以上

＜実務経験＞
相談支援3年以上
直接支援(有資格)3年以上
直接支援(無資格)6年以上
国家資格者による業務1年以上

①相談支援従事者初任者研修(講義部分)

②サービス管理責任者等基礎研修

基礎研修受講後、
2年以上の実務経験※

※一定の要件を満たす場合に、6月以上に短縮可能。

③サービス管理責任者等実践研修

①～③の研修すべてを修了することにより、サービス管理責任者等として従事可。

サービス管理責任者等研修制度の実務経験 要件に関する措置について

(実践研修の受講に係る実務経験(OJT)について)

現行制度上、実践研修の受講にあたって必要な実務経験(OJT)①については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間で受講を可能とする。

【要件】※①～③を全て満たす必要あり

- ① 基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件②(相談支援業務又は直接支援業務3～8年)を満たしている。
- ② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。(具体的には以下のいずれかのとおり)
 - ・サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務(※)を行う。
 - ・やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。
- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。

(※)利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し(少なくとも概ね10回以上)、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。

以下リンク先の県HPで届出方法等の詳細について御案内しております。

[サービス管理責任者等基礎研修修了者のOJTの取扱いについて - 群馬県ホームページ\(障害政策課\)](#)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者等基礎研修 Q&A

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を便宜上「サビ管等」と記載

項目	質問	回答
1	「基礎研修」を修了した者の取扱いはどうなるのか。	人員基準上の2人目のサビ管等として配置可。個別支援計画の 原案 が作成可。
2	「基礎研修」を受講しても、サビ管等として従事することができないのか。	原則不可。「基礎研修」修了後、2年以上の実務経験を経て、「実践研修」を修了することで従事が可能となる。 ※例外的に短縮できる措置については以下リンク先をご覧ください。 サービス管理責任者等基礎研修修了者のOJTの取扱いについて - 群馬県ホームページ(障害政策課)
3	基礎研修修了後、実践研修を受講するための要件は何か。	基礎研修修了後に2年間以上の実務経験を必要とする。(例外的な短縮措置については上記リンク先を参照) その他の詳細については、参考までに昨年度の募集情報を下記リンク先にてご覧ください。(今年度の御案内は現在準備中になりますのでお待ちください。) 令和7年度サービス管理責任者等実践研修を開催します(募集は終了しました。) - 群馬県ホームページ(障害政策課)